

平成21年6月4日

社団法人 日本建設機械化協会会長 殿

経済産業省 製造産業局 産業機械課長

経済産業省 製造産業局 自動車課長

国土交通省 総合政策局 建設施工企画課長

国土交通省 自動車交通局 技術安全部 審査課長

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課長

排出ガス規制に適合しない特定特殊自動車の使用発生に関する
注意喚起及び調査依頼について

今般、特定特殊自動車製作等事業者が継続生産車の規制適用日を誤認し、基準適合の型式届出や少数生産車の承認申請を行わず、継続生産車の規制適用日以後に継続生産車を製作・販売し、かつ、使用者による使用確認申請も行われない状態で、当該自動車が使用された事案が発生しました。

この事案を受け、同様の事案の発生を防止するため、貴傘下会員に対し、下記の通り、注意喚起するよう周知徹底願います。また、同様の事案が発生していないかどうか調査協力をお願いします。

記

1. 注意喚起について

同様事案発生を防止するため、以下の3点について注意喚起をお願いします。

- (1) 各会員において、別紙-1に示す特定特殊自動車の規制適用日を再確認すること。特に継続生産車の規制適用日に注意すること。
- (2) 特定原動機製作等事業者にあつては、特定特殊自動車製作等事業者に原動機を提供する際、当該原動機の該当する規制適用日について注意を促すこと。
- (3) 特定特殊自動車製作等事業者にあつては、製作等している特定特殊自動車が使用を開始したときに、排出ガス規制に適合しない特定特殊自動車とならないよう十分に注意・確認して、特定特殊自動車の製作(輸入)・販売を行うこと。

2. 調査依頼について

貴傘下会員の中で同様の事案が発生していないか、調査報告をお願いします。

- (1) 調査報告内容：別紙-2の調査票による
- (2) 調査報告期限：平成21年6月30日(火)まで
- (3) 調査報告提出先及び各種問い合わせ先：下記の通り

調査報告提出および各種問い合わせ先(代表)

環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 オフロード法担当

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

TEL 03-3581-3351(内線6525) FAX 03-3593-1049

E-mail kanri-jidosha@env.go.jp

特定特殊自動車の規制適用日について

1. 特定特殊自動車の規制適用日について

特定特殊自動車の規制適用日は以下の通りです。

平成20年10月1日より、定格出力19kW以上560kW未満のもの全てが規制対象です。

(規制適用日)

特定特殊自動車の種類	定格出力	適用日
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	19kW以上560kW未満	平成19年10月1日
軽油を燃料とするもの	19kW以上37kW未満	平成19年10月1日
	37kW以上75kW未満	平成20年10月1日
	75kW以上130kW未満	平成19年10月1日
	130kW以上560kW未満	平成18年10月1日

規制適用日以降は、基準適合の型式届出、少数生産車の承認、使用者申請による確認証交付のいずれかの手続きが必要です。ただし、規制適用日前に存在した型式の特定特殊自動車等については、経過措置期間として2.の規制適用日が、輸入車については3.の規制適用日が適用されます。

2. 継続生産車の規制適用日について

1. の規制適用日前に製作等をした特定特殊自動車と同一の型式であるもの（継続生産車）の規制適用日は以下の通りです。

軽油を燃料とするものについて、平成21年度に定格出力37kW以上56kW未満のものが、平成22年度に定格出力56kW以上75kW未満のものが規制適用開始となります。

継続生産車の規制適用日以降は、基準適合の型式届出、少数生産車の承認、使用者申請による確認証交付のいずれかの手続きが必要です。（継続生産車の規制適用日前の生産分はそのまま使用可能です。）

(継続生産車の規制適用日)

特定特殊自動車の種類	定格出力	適用日
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの	19kW以上560kW未満	平成20年8月31日
軽油を燃料とするもの	19kW以上37kW未満	平成20年8月31日
	37kW以上56kW未満	平成21年8月31日
	56kW以上75kW未満	平成22年8月31日
	75kW以上560kW未満	平成20年8月31日

3. 輸入された特定特殊自動車の規制適用日について

2. の継続生産車の規制適用日と同一です。継続生産車の規制適用日前に輸入されていれば使用可能です。

規制適用日以降は、基準適合の型式届出、少数生産車の承認、使用者申請による確認証交付のいずれかの手続きが必要です。

排出ガス規制に適合しない特定特殊自動車に関する調査

1. 調査対象

特定特殊自動車製作等事業者が継続生産車の規制適用日を誤認し、特定特殊自動車の型式届出や少数生産車の承認を受けないまま、継続生産車の規制適用日以後に継続生産車等を新たに製作(輸入)し、販売した事案。(規制適用日前に製作(輸入)されたものを規制適用日以降に販売した場合は調査対象外とする。)

2. 調査票

1. に示す事案と同様のものがある場合、記入例を参考に下記調査票の必要事項を記入してください。

団 体 名 称	
調 査 担 当 者 名	
電 話	
機 種 等 名 称	
車両型式(カタログ名等でも可)	
原動機型式(メーカー名・型式)	
原動機定格出力(kW)	
使用燃料種別(ガソリン・液化ガス・軽油)	
調査対象事案該当台数(台)	
自動車製作等事業者名称	
住 所	
担 当 者 名	
電 話	
車 両 製 作 完 成 日	
販売先名称(使用者名称)	
担 当 者 名	
電 話	
車 両 販 売 日	
備 考	

3. 調査票記入例

団 体 名 称	〇〇振興会
調 査 担 当 者 名	〇〇 太郎
電 話	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
機 種 等 名 称	バックホウ、トラクター、フォークリフト…等
車両型式(カタログ名等でも可)	△△テアック AT-××等
原動機型式(メーカー名・型式)	〇〇(株) T××-40等
原動機定格出力(kW)	150
使用燃料種別(ガソリン・液化ガス・軽油)	軽油
調査対象事案該当台数(台)	1
自動車製作等事業者名称	△△テアック
住 所	××県 〇〇町 〇-〇
担 当 者 名	△△ 次郎
電 話	△△△△-△△-△△△△
車 両 製 作 完 成 日	平成〇年〇月〇日
販売先名称(使用者名称)	××××
担 当 者 名	×× 三郎
電 話	××××-××-××××
車 両 販 売 日	平成×年×月×日
備 考	